

笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案の概要

本市においては，国の基準※と異なる内容を定める特段の事情，地域の特殊性は認められないため，下記に示す事項以外は全て，国の基準等に準じて条例案を策定いたします。

1 記録の整備

	従来（省令・基準※）	改正案（条例）
記録の保存年限	2年間	5年間
対象事業	全サービス	
独自の基準を設ける理由	介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため。	

2 災害対策

	従来（省令・基準※）	改正案（条例）
努力義務	なし。	非常災害時における必要な物資の備蓄，関係機関等との連携協力体制の整備及び市との災害協定の締結に努める。
対象事業	全サービス	
改正理由	『笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』に基づくと共に，県条例で定める介護サービスとの整合性を図るため。	

※ 基準：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法人格の有無

介護保険法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は，法第115条の12第3項及び介護保険法施行規則第140条の27の2に基づき，「法人」として条例に定めます。

4 施行予定日

平成25年4月1日